

# 母子・父子家庭 などへの支援制度

子育てしてみたいまち  
♡おおたけ♡  
子育て支援情報②



問い合わせ 福祉課 ☎2148

市では、計画期間を5年間とする「大竹市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市に住む子どもと子育て世帯に対する子育て支援を実施しています。このコーナーでは、現在行っている子育て支援のサービスや施設、団体などについて随時紹介していきます。

## 児童扶養手当

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童の家庭などに支給される手当です。18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満の心身に障害のある児童を養育している母子・父子家庭などが対象です。  
※ 所得による支給制限があります。

## ■支給額

下表を参照ください。

## ひとり親家庭等 医療費助成制度

主に児童扶養手当を受給している方で、所得税非課税世帯の方に對し、父母および児童の医療費の助成を行います。

## ■助成内容

本人負担額が医療機関ごとに1日500円となります。薬局は不要です（容器代は除く）。

1 医療機関につき通院は月4日まで、入院は月14日まで本人負担となり、以降の医療費は無料となります。

## 特定者通勤定期乗車券 割引制度

児童扶養手当を受給している方が、JRの通勤定期券を購入する際に、3割引で購入できる証明書を交付します。児童の通学は対象外です。

## 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険法に基づく指定講座を受講した場合、講座の受講料の一部を支給します。児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準にある方などが対象です。

## ■支給額

指定講座の受講にかかった費用の60%相当額。  
ただし上限は20万円で、1万2,000円以下は支給されません。

## 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの養成機関で1年以上修業する際の生活費の負担軽減のため、給付金を最長3年間支給します。児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準にある方で、求職者支援制度における職業訓練受講給付金など同じ趣旨の給付を受けていない方などが対象です。

## ■支給額

○非課税世帯の方

月額 10万円

○非課税世帯以外の方

月額 7万5000円

※ このほか、修業修了後に支給する「修了支援給付金」があります。

## 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭または父子家庭、寡婦などが、修学、修業、技能習得などを行う際の生活安定を図るため、各種貸付を無利子または低利子で行います。広島県の制度で、市が窓口となります。

※ 各制度の申請には、一部

を除き個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）、本人確認書類（運転免許証など顔写真のあるもの）をお持ちください。  
※ 申請に必要な書類など各制度の詳細は、福祉課に問い合わせてください。また、市ホームページにも掲載しています。

### 【児童扶養手当支給金額（月額）表】

手当の月額や支給の有無は、手当を受けようとする方の所得や、同居している扶養義務者（※）の所得、監護・養育する児童の数によって決まります。

支給区分	児童1人	児童2人目	児童3人目以降
全部支給	42,330円	5,000円を加算	3,000円を加算
一部支給	42,320～9,990円		
全部停止	支給なし		

※ 扶養義務者…受給者と生計を同じくする受給者の父母、祖父母などの直系血族や兄弟姉妹